主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人野本俊の上告趣意は、違憲をいう点もあるがその実質は量刑不当の主張であって刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない(本件のような処罰が違憲でないことは、昭和二二年(れ)一〇五号同二三年四月七日大法廷判決の示したとおりである)。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三〇年一〇月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	判官	島			保
裁判	判官	河	村	又	介
裁判	判官	小	林	俊	Ξ
裁判	判官	本	村	善太	郎
裁判	<b></b> 判官	垂	水	克	己